

## 美浜区民フェスティバル実行委員会設置要綱

### (設置)

第1条 美浜区における区民意識の醸成及び高揚を図るため、美浜区民フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という）を設置する。

### (事業)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 行事の計画及び策定
- (2) 行事の運営及び実施
- (3) その他美浜区民フェスティバルの実施に関し必要な事項

### (組織)

第3条 実行委員会は、美浜区内の各種団体の代表者等を委員として組織する。

- 2 実行委員会に地域協力者を置くことができる。
- 3 委員は、別表1のとおりとする。

### (役員)

第4条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
  - (3) 会計 2名
  - (4) 会計監査 2名
- 2 前項の役員は、前条に規定する委員の中から互選により選出し、総会の承認を得る。

### (役員任期)

第5条 役員任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

### (役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表して会議を召集し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会計事務を行なう。
- (4) 会計監査は、会計を監査する。

### (会議)

第7条 実行委員会に、次の会議を設け、委員長もしくは、委員長が指名する者が議長をつとめる。

- (1) 総会
- (2) 臨時総会
- (3) 幹事会
- (4) 検討委員会

### (総会)

第8条 総会は、実行委員会の運営に関する次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業の計画及び実施
- (2) 予算及び決算
- (3) 要綱の改正

(4) 役員の選出

(5) その他総会が必要と認めた事項

- 2 臨時総会は、委員長が必要と認めた時に開催し、必要事項を審議決定する。
- 3 総会及び臨時総会は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事会)

- 第9条 幹事会は、第4条第1項に規定する第1号から第3号までの役員及び第10条第2項に規定する部会長、副部会長及び分科会長をもって構成する。
- 2 幹事会は、実行委員会の運営に関し、必要な事項を協議する。

(部会)

- 第10条 実行委員会は、第2条に規定する事業を行うに当り、必要に応じ部会及び分科会を設けることができる。
- 2 前項の規定により部会及び分科会を設けたときは、部会員の中から互選により部会長、副部会長、分科会長、副分科会長、部会計責任者及び検討委員を選出する。
  - 3 部会員は、委員長が指名する。
  - 4 分科会長は、副部会長を兼ねることができる。

(検討委員会)

- 第11条 検討委員会は、部会及び分科会から選出された者をもって構成する。
- 2 検討委員会は、実行委員会の運営に係る課題の解決に関し、必要な事項を協議し、幹事会へ提案する。

(顧問)

- 第12条 実行委員会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、委員長が委嘱する。

(資金)

- 第13条 実行委員会に必要な資金は、補助金及び寄付金などの収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第14条 実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務局は、美浜区地域づくり支援課内に置き、実行委員会の事務に当たる。

(委任)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 5 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。